

社会福祉法人の設立認可について

社会福祉法第31条第1項の規定により次の社会福祉法人を設立認可しました。

- 1 設立認可した社会福祉法人
社会福祉法人 富士桜学園（ふじざくらがくえん）
- 2 法人の概要
 - (1) 法人所在地
中巨摩郡昭和町押越766番地
 - (2) 設立代表者
橋本 喜彦（はしもと よしひこ）
 - (3) 設立当初役員
理事6名 評議員7名 監事2名
 - (4) 事業内容
○第2種社会福祉事業
認定こども園の経営
未就学児を対象とした認定こども園の経営
- 3 設立認可日
平成29年6月22日